◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入等件名及び数量
通関事務総合データ通信システム（羽田税関支署等税関ＬＡＮ）更改　一式
⑶　調達案件の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　平成27年３月25日から平成31年３月31日までの間。詳細は入札説明書による。但し、支出負担行為担当官は、法令及び予算の範囲内で当該借入期間を変更することがあり得る。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　総合評価落札方式を行うので、入札金額を記載した入札書及び提案に係る性能、機能、技術等を記載した書類を提出すること。入札金額の記載方法の詳細は入札説明書による。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で「Ａ」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　本公告の物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒135―8615 東京都江東区青海２－７－11
東京港湾合同庁舎内東京税関総務部会計課用度係　山下　　修　電話03―3599―6236
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成26年９月16日11時00分　東京税関入札室
⑷　入札書の受領期限　平成26年12月４日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成26年12月５日11時00分　東京税関入札室
4　電子調達システムの利用
本件は、府省共通の電子調達システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。但し、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を貸付けできると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所のとおり。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Eiichiro Yamane, Director of the Coordination Division Tokyo Customs.
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be leased : Renewal of Customs Integrated Data Communication System (Haneda Customs branch Local Area Network etc), 1 Set
⑷　Leased period : From 25 March 2015 through 31 March 2019
⑸　Delivery place : As in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade “A” in the Manufacturing, Selling or Services in terms of the qualification for participating in tenders by the Kanto・Koshinetsu area related to the Ministry of Finance (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
④　Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
⑤　A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00　4 December 2014
⑻　Contact point for the notice : Osamu Yamashita, Procurement Section, Accounting Division, Tokyo Customs, 2―7―11 Aomi Koto-ku Tokyo 135―8615 Japan, TEL 03―3599―6236.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年９月４日
支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局雇用保険課長
奈尾　基弘

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　導入計画物品及び数量
ハローワークシステム端末設備等一式（平成27年２月開始分）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　契約期間　契約締結日から平成31年３月31日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　入札金額は、総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当する。